

地方独立行政法人大阪府立病院機構
令和2事業年度の業務実績に関する評価結果
(素案)

令和3年8月

大 阪 府

目 次

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2 大項目評価	
2-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	2 ページ
(1) 評価結果と判断理由	
<小項目評価の集計結果>	
<小項目評価にあたって考慮した事項>	
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
2-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価	6 ページ
(1) 評価結果と判断理由	
<小項目評価の集計結果>	
<小項目評価にあたって考慮した事項>	
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 全体評価	8 ページ
(1) 評価結果と判断理由	
<全体評価にあたって考慮した事項>	
① 法人の基本的な目標	
② 令和2年度における重点的な取組み	
③ 新型コロナウイルス感染症への対応	
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

- 地方独立行政法人大阪府立病院機構（平成 18 年 4 月 1 日設立、以下「法人」という）について、「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる評価の考え方について」に基づき、次のとおり令和 2 事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

＜評価の基本方針＞

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。

＜評価の方法＞

年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリングなどを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的な評価を行う。

なお、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた項目については、その影響を踏まえ、評価を行う。

・項目別評価の具体的手順

項目別評価は、①法人による自己評価、②知事による小項目評価、③知事による大項目評価の手順で行う。

①法人による自己評価

年度計画の小項目ごとに I～V の 5 段階で自己評価を行う。

②知事による小項目評価

法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとに I～V の 5 段階による評価を行う。

③知事による大項目評価

小項目評価の結果、特筆すべき事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～D の 5 段階による評価を行う。

2 大項目評価

2-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、小項目評価を行った。
- 小項目評価の集計結果により、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

大項目評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画ど おり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
---------	--------------------	------------	--------------------	-------------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

20 項目のうち 1 項目が小項目評価のⅣに該当し、19 項目が小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 特段の成果 が認められ る	IV 年度計画を 相当程度上 回る成果が 認められる	III 年度計画を 順調に実施 している	II 年度計画を 十分に実施 できていな い	I 特段の支障 が認められ る
高度専門医療の提供 及び医療水準の向上	16	0	1	15	0	0
患者・府民の満足度 向上	4	0	0	4	0	0
合計	20	0	1	19	0	0

<小項目評価にあたって考慮した事項>

小項目評価にあたっては、法人は予め府と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。

(1) 大阪急性期・総合医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅳ】

新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急受入の制限などの影響により、年度計画を達成できなかった項目はあるものの、心疾患や脳血管疾患、腎移植等に係る専門医療の提供や、ICT を用いた地域医療連携の強化について、年度計画どおり取り組んだ。また、多数の新型コロナウイルス感染症重症患者等を受け入れ、クラスター発生病院への支援や、感染又は感染疑似症例の妊婦の積極的な受け入れを行ったことなどから、Ⅳ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

(2) 大阪はびきの医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

新型コロナウイルス感染症対応に伴う一般診療の縮小などの影響により、年度計画を達成できなかった項目はあるものの、呼吸器疾患に対する専門医療の提供を年度計画どおり実施したほか、地域医療支援病院として新たに承認された。また、多数の新型コロナウイルス感染症中等症患者等を受け入れ、令和2年8月に設置した「フォローアップ外来」では 155 名が受診したほか、近隣の医療施設等に対しクラスター発生予防を目的とした研修を実施したことなどから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（3）大阪精神医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、外来や入院における制限を設けたことなどにより、年度計画を達成できなかった項目はあるものの、従来どおり措置入院・緊急措置入院などを受け入れ、また、地域連携により5年以上の長期入院患者の退院促進に取り組んだことなどから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（4）大阪国際がんセンターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

あらゆるがん患者に対する最適な集学的治療を実施したほか、がんゲノム医療拠点病院としてがん遺伝子パネル検査やエキスパートパネルを実施したことなどから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（5）大阪母子医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

ハイリスク妊産婦等に対する高度専門的な医療の提供や、二次救急告示医療機関として救急搬送患者の受入れに努めたほか、地域診療情報連携システムの登録医療機関数の増加に取り組んだことなどから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（8）災害時における医療協力等【Ⅲ】

基幹災害拠点病院として熊本豪雨災害に対するDMAT派遣や、災害拠点精神科病院として他の拠点病院との連携強化を行うなど、年度計画を順調に実施している。特に、新型コロナウイルス感染症に関しては、大阪府の要請に対して各センターの特性に応じて対応し、とりわけ大阪急性期・総合医療センター及び大阪はびきの医療センターでは多くの患者を受け入れ、さらに大阪急性期・総合医療センターでは重症患者用に急遽整備した大阪コロナ重症センターの運用を実施している。「新型コロナウイルス感染症への対応」の項目は、4点（年度計画を相当程度上回る成果が認められる）と大いに評価されるが、小項目評価自体は個々の実績の平均値に基づきⅢ評価（2.7～3.4点）となることから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（11）地域医療への貢献【Ⅲ】

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からの、オンラインを活用した地域医療機関との研修会の開催や、大阪国際がんセンターにおける連携登録医等の拡大、大阪母子医療センターにおける移行期医療の啓発活動など、コロナ禍であっても地域連携の強化に取り組んだことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（18）外来待ち時間の対応【Ⅲ】

全センターにおける後払いクレジット決済システムの運用開始による会計待ち時間の短縮や、待ち時間が長い患者への声かけや呼び出しサービスの運用などによる体感待ち時間の改善に努めたことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 令和2事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「府民に提供するサービス その他の業務の質の向上」に向け、高度専門医療の提供及び府域の医療水準の向上（小項目番号1～16）を目指し、患者・府民の満足度向上（小項目番号17～20）に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、計画どおり進歩していると評価できる。
- 大阪急性期・総合医療センターは、府の要請に応じ、府内医療機関の中で最多の新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている。重症患者の受け入れのために、従来の医療機能が制限されるなか、迅速な診療場所の変更やゾーニング工事などの対応により、可能な限り救急受入れも継続した。また、基幹災害拠点病院として、クラスター発生病院へのDMA T派遣などの支援も行った。さらに大阪コロナ重症センターの運用を行うなど、大阪府の新型コロナウイルス感染症対策に最大限貢献しており、大いに評価できる。今後とも、府域における健康危機事象への対応への中心的な役割を担ってもらいたい。
- 大阪はびきの医療センターは、府の要請に応じ、新型コロナウイルス感染症の中等症患者を多数受け入れ、重症患者増加時には重症患者も受け入れた。また、令和2年5月より搬送先の決まらない発熱等の疑い症状のある救急患者の受け入れや、新型コロナウイルス感染症治癒患者の経過観察を行うためのフォローアップ外来の設置など、同センターの専門性を生かした医療を提供していることは大いに評価できる。引き続き、感染症及び呼吸器疾患の高度専門医療機関としての役割を果たしてもらいたい。
一方、一般診療においては、新型コロナウイルス感染症の影響を相当程度受けているため、新病院開院も見据え、課題分析をしっかりと行い、役割に応じた医療施策の実施及び診療機能の充実に取り組んでもらいたい。
- 大阪精神医療センターは、一般病院では受け入れが困難な精神疾患をもつ新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行った。また、複数回にわたるマニュアルの改訂など院内感染対策に取り組みながら、処遇困難患者や依存症患者などについて、関係機関と連携し、措置入院や緊急措置入院、各依存症の治療プログラムなどを実施した。引き続き、コロナ禍での精神医療の提供に努めてもらいたい。
- 大阪国際がんセンターは、がんゲノム医療拠点病院として、令和元年度を大きく上回るがん遺伝子パネル検査及びエキスパートパネルを実施したほか、希少がんセンターを設置し、的確な治療・診断や、電話での相談支援を実施した。また、セカンドオピニオンや地域医療機関とのカンファレンスをオンラインで実施するなど、新型コロナウイルス感染症の感染対策にも対応しつつ、計画達成に向けて各種取組みを行った。引き続き、あらゆるがん患者への高度先進医療の提供に努めてもらいたい。

- ・ 大阪母子医療センターは、新型コロナウイルス感染症に感染した小児の他、重症病床逼迫時には成人患者の受け入れも行った。また、地域連携を推進するため、ICT 技術を活用した地域診療情報連携システムの普及に努め、接続機関数が前年比で約 30%増加したほか、令和2年12月には二次救急告示医療機関となり、二次救急の受け入れも開始するなど、小児救命救急センターとしての機能充実にも取り組んだ。今後も、高度な周産期・小児医療の提供に努めてもらいたい。
- ・ 全センターにおいて、後払いクレジット決済システムを導入したほか、特に会計待ち時間が長かった大阪急性期・総合医療センターにおいては、会計受付業務の簡素化や職員の適正配置を行ったことなどにより、会計待ち時間を大幅に短縮した。引き続き、待ち時間の短縮と体感待ち時間の改善への取り組みに努めてもらいたい。なお、大阪国際がんセンターにおいては、駐車場の入庫待ちも課題となっており、その対策にも取り組んでもらいたい。

2-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、小項目評価を行った。
- 小項目評価の集計結果により、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

大項目評価結果	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり
---------	----------------	------------	----------------	---------------------	----------------

<小項目評価の集計結果>

9 項目すべてが小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	V 特段の成果が認められる	IV 年度計画を相当程度上回る成果が認められる	III 年度計画を順調に実施している	II 年度計画を十分に実施できていない	I 特段の支障が認められる
組織体制の確立	3	0	0	3	0	0
経営基盤の安定化	6	0	0	6	0	0
合計	9	0	0	9	0	0

<小項目評価にあたって考慮した事項>

小項目評価にあたっては、法人は予め府と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。

(21) 組織マネジメントの強化【Ⅲ】

各種会議を通じ医療面及び経営面における課題の把握と改善に努めたほか、労務管理研修の実施や、長時間労働の防止策の推進等により、新型コロナウイルス感染症対応により業務量が増大する中、医師全体の時間外勤務は概ね前年度並みであったことなどから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

(24) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善【Ⅲ】

新型コロナウイルス感染症の影響により、機構全体における医業収支比率は年度計画を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保に係る補助金等の収入により、経常収支比率は年度計画を達成したほか、医事部門の機能強化に向けた取組みを実施したことなどから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

(25) 収入の確保①【Ⅲ】

新型コロナウイルス感染症の影響により、病床利用率及び新入院患者数は年度計画を下回ったものの、施設基準の積極的な届出など、診療単価の向上に努めたことなどから、Ⅲ評価とし

た法人の自己評価は妥当と判断した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 令和2事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化」に向け、組織体制の確立（小項目番号21～23）に努めるとともに、経営基盤の安定化（小項目番号24～29）に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、計画どおり進捗していると評価できる。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う救急受入の制限や急を要さない手術の延期のほか、患者の受診控えなどの影響により、医業収支比率は昨年度から4.6%悪化し、年度計画及び第3期中期計画の最終的な目標値を達成できなかった。しかし、新型コロナウイルス感染症の患者を大規模に受け入れたこと等に伴う補助金の収入により、悪化額が一定補填されたため、機構全体での経常収支比率は年度計画及び中期計画の目標値を上回った。

今後、大阪はびきの医療センターの建替整備をはじめとする各施設の老朽化対策により、経営が圧迫されることも想定される。新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後を見据えつつ、機構全体の収支状況を見定め、適正な投資規模を見積もるなど、法人全体として健全な財政運営を維持できるよう、引き続き努めてもらいたい。

3 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 令和2年度の業務実績に関する評価については、2ページから7ページに示すように、「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化」の2つの大項目評価について、A評価（「計画どおり」）が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、令和2年度における重点的な取組み、新型コロナウイルス感染症への対応などを総合的に考慮し、令和2年度の業務実績については、「新型コロナウイルス感染症への対応及びその影響を踏まえると、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗した」とした。

府民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (2ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化 (6ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり

令和2年度における重点的な取組み、新型コロナウイルス感染症への対応等を総合的に考慮して・・・

＜全体評価の評価結果＞

「新型コロナウイルス感染症への対応及びその影響を踏まえると、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗した」

＜全体評価にあたって考慮した事項＞

① 法人の基本的な目標

今日、高齢化の進展や疾病構造の変化などに伴い、府民の医療ニーズが高度化・多様化する中で、各病院は、他の医療機関との役割分担と連携のもと、高度専門医療の提供や府域の医療水準の向上など、求められる役割を果たしていく必要がある。

第3期中期目標期間では、新公立病院改革ガイドラインを踏まえつつ、医療の提供体制を強化し政策医療及び高度専門医療を充実させるとともに、府域の医療水準の向上を目指し、地域連携の強化に取り組んだ。また、業務運営の改善及び効率化に向け、法人全体の経営マネジメントの強化を図るとともに、環境の変化に対応した病院機能の強化に努めた。

② 令和2年度における重点的な取組み

高度専門医療の充実など医療の提供体制の強化に努めるとともに、府域の医療水準の向上を目指し、地域医療機関との連携強化を推進した。

また、業務運営の改善及び効率化に向け、法人全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の抑制など安定的な病院経営の確立にも取り組んだ。

さらに、法人を取巻く環境が著しく変化する中、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、自律性を発揮し、機動的に病院運営を進めることを基本としつつ、理事会や経営会議、事務局長会議等の各種会議や、外部業者の協力も得て、法人としての一体的な取組みや各病院の課題解決についての取組みを進めた。

③新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度は、大阪府の要請に基づき、各センターの医療機能・役割に応じ、PCR検査拡大や「地域外来・検査センター」などの外来での初期対応から、軽症から重症までの幅広い患者の受け入れなど、大阪府の新型コロナウイルス感染症対策に最大限取り組んでいる。

とりわけ、大阪急性期・総合医療センター及び大阪はびきの医療センターでは、重症及び中等症患者の受け入れのため、通常診療を大きく制限しつつ、多くの病床を確保し対応した。さらに、大阪急性期・総合医療センターの敷地内に設置された大阪コロナ重症センターについては、病院機構全体から職員の派遣を行い、重症病床が逼迫する中、対応に尽力した。

（2）評価にあたっての意見、指摘等

大項目1に掲げた「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1～20のとおり、高度専門医療の充実など医療の提供体制の強化に努めるとともに府域の医療水準の向上を目指し、地域医療機関との連携強化を推進しているほか、各センターの特性に応じて新型コロナウイルス感染症に対応していること等から、計画どおり進捗していると評価できる。

大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化」に関しては、小項目番号21～29のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度計画を下回った項目はあるものの、業務運営の改善及び効率化に向け、法人全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の抑制など安定的な病院経営の確立に取り組んでいること等から、計画どおり進捗していると評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、国内での流行早期の段階からの患者の受け入れや府内最大規模の病床確保のほか、大阪コロナ重症センターの運営など、大阪府の要請に機動的に対応し、大阪府の新型コロナウイルス感染症対策の先導的な役割を担ってきた。

以上より、令和2事業年度における大阪府立病院機構の取組みは、新型コロナウイルス感染症への対応及びその影響を踏まえると、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

新型コロナウイルス感染症については、今後とも対応が求められることから、府域の中核的医療機関として、各センターの特性に応じ、引き続き対応するとともに、将来にわたって安定的な病院経営を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症の影響の検証に努め、同感染症収束後に備えてもらいたい。